

答申第 60 号

「誤測定関係者一覧の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての  
答申

栃木県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「宇都宮東署の誤測定事案に  
関係するすべての文書」の開示請求に対して行った「誤測定関係者一覧（以下「本件  
公文書」という。）」に係る部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、  
測定速度（以下「本件争点部分」という。）を非開示としたことは妥当である。

## 第2 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、平成24年11月27日付けで、本件公文書について  
開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し、開示請求に係る公文書が著しく大量であり、開示請  
求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務  
の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとして、栃木県情報公開条例（平成11年栃  
木県条例第32号。以下「条例」という。）第13条の開示決定等の期限の特例を行っ  
た。

本件請求に対し、実施機関は、本件公文書を特定し、平成25年1月28日付けで、  
条例第11条第1項の規定に基づき本件処分を行った。

本件審査請求の趣旨は、この本件処分により非開示とされた部分の内、本件争点部  
分は開示するとの裁決を求めるといふものである。

### 2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述  
における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 処分庁は非開示理由を条例第7条第5号該当、「公にすることで速度超過違反を  
助長するなど（略）」としているが、測定速度を公開することによって「当該事務  
又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」おそれや「速度超過違反を助長する」おそ  
れなどあろうはずがない。

別添資料（審査請求人は、速度違反に関する新聞記事を添付）のとおり、処分庁  
は過去に測定速度どころか違反者の住所地や実名さえ公表している。

となれば公表したくないのは測定速度の下限であろう。

(2) 条例が開示・非開示の判断基準を請求人の使用目的にはおいていないことを十分  
承知の上で申し上げる。

開示を求める測定速度には1km/hなどという数値はないはず、超過速度1km/h  
で検挙などしているはずがないと思慮する。処分庁が言う「速度超過違反を助長す  
る」とは1km/h、2km/hのさしような超過を指すのであれば、だれよりも助長し  
ているのはこれを検挙しない処分庁である。

(3) しかもこの行為は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると  
思料するときは、告発をしなければならない。」と定めた刑事訴訟法第239条第2

項に違反する。

のみならず、違反の程度により検挙しないことは法の下での平等を定めた日本国憲法第 14 条にも違反している。

- (4) 上記の法令に違反するとの主張は、請求人が別途 2012 年 3 月 26 日付けで公安委員会あて提出した審査請求書にも記載されており、2012 年 9 月 25 日の意見陳述でも公安委員に口頭で申し上げていることである。
- (5) 先に申し上げたとおり、請求人の使用目的が開示・非開示の判断基準に関係しないのと同様、「当該事務又は事業の不適正な遂行や処分庁の違法行為が露見するおそれ」も当然条例第 7 条には該当するはずがない。
- (6) 本件「宇都宮東署誤測定事案」がまさに条例にいうところの「当該事務又は事業の適正な遂行」を処分庁が怠ったことに起因することを考えれば、これを非開示の理由とすることなど笑止千万である。
- (7) 「警察が取締りの対象としている一定速度」とは、県民として、国民として聞き捨てならない言葉である。

速度取締りは、道路交通法第 22 条違反を取り締まるために実施されているはずである。

他の取締り、例えば飲酒運転は政令で定める基準があり、違反であるが罰則のない、いわばグレーゾーンが存在する。

しかし、道路交通法第 22 条違反にはこのようなグレーゾーンは存在しない。

したがって、例え 1 km/h であっても制限速度を超えれば道路交通法第 22 条違反が成立する以上、罪の軽重は別として犯罪である。

この犯罪に対しては、いうまでもなく警察に告発の義務がある。

その警察が「取締りの対象としている一定の超過速度」などと口にする事すら言語道断であり、刑事訴訟法第 239 条第 2 項に定められた告発義務を怠っている何よりの証拠である。

- (8) 危険が増大するのは県警が法に定められた義務を果たさない故である。

これに対し、条例第 7 条第 5 号及び同条第 6 号を該当理由に挙げるなど、正気の沙汰とは思えない。

- (9) 警察庁は、平成 24 年中に 2, 221, 120 件も速度違反で検挙したとのデータを公表している。実施機関は測定速度の開示を拒んでいるが、警察庁は非公開とすべきとは考えていない。

### 第 3 実施機関等の主張要旨

栃木県公安委員会の開示決定等理由説明書及び実施機関の職員からの意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 交通指導取締りの目的

交通指導取締りは、交通指導及び交通取締り活動を通じ、道路交通法第 1 条に規定された「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交

通に起因する障害の防止に資する」という同法の目的を実現するために行っている。

## 2 非開示とした部分の中の本件争点部分

誤測定関係者一覧中の本件争点部分欄に記載された本件争点部分は、違反車両が取締りの対象となったときの走行速度である。違反場所の法定又は規制速度が不明であっても、相当数が集約された本件公文書を資料とすれば、実施機関が取締りの対象としている一定の超過速度を推定することが可能であると認められる。

## 3 条例第7条第5号該当性

本件争点部分に関する情報を実施機関が自ら開示すれば、取締りの対象とならない程度の速度違反という行為が容易となり、公平な交通取締りの事務に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

また、この結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど道路交通法の目的そのものを実現することができなくなり、道路交通行政の事務に多大な支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

よって、本件争点部分に関する情報は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と判断し非開示としたものである。

## 4 条例第7条第6号該当性

本件争点部分に関する情報を実施機関が自ら開示すれば、前記1の交通指導取締りの目的を形骸化し、取締りの対象とならない程度の速度違反が増加することが十分に予想され、その結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

よって、本件争点部分に関する情報については、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報と判断し非開示としたものである。

## 5 違反場所の最高速度は同一ではないが、仮に本件争点部分から一律40の数字を引いた表を作成することによって、実施機関が取締りの対象としている一定の超過速度を推定することが可能であると考えている。

# 第4 審査会の判断

## 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件公文書について

本件公文書は、宇都宮東警察署の誤測定事案に関して実施機関が作成したものである。

本件公文書には、おおむね次の情報が記載されている。

- ・告知日
- ・切符番号
- ・違反者名
- ・生年月日
- ・違反者住所
- ・連絡先
- ・違反車両
- ・測定速度
- ・反則金額
- ・免許番号

## 3 具体的な判断

### (1) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非開示とすることを規定している。

本件争点部分を開示した場合、同様の開示請求を繰り返すことにより、取締まりの対象とならない程度の速度の範囲が容易に推測され、その結果、検挙されない範囲内における違法な行為が容易となり、交通取締りの事務の実施に支障を及ぼすおそれがあると判断する。また、その結果、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するという道路交通法の目的達成のための適切な道路交通行政事務の実施に支障を及ぼすおそれがあると判断する。

よって、本件争点部分は、条例第7条第5号に該当するものと判断する。

### (2) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、公開することにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報については非開示とすることを定めている。

本号は、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについて、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開としたものであり、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関

の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するのが適当である。

本件争点部分を開示した場合、取締りの対象とならない程度の速度違反が増加することが十分に予想され、その結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとする実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

よって、本件争点部分は、条例第7条第6号に該当するものと判断する。

(3) 警察庁公表データについて

審査請求人は、「警察庁は、平成24年中に2,221,120件も速度違反で検挙したとのデータを公表している。実施機関は測定速度の開示を拒んでいるが、警察庁は非公開とすべきとは考えていない。」と主張している。

当審査会が、審査請求人の主張する警察庁が公表しているデータについて調査したところ、警察庁交通局「平成24年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」（平成25年2月14日）に記載されていることを確認した。

警察庁が公表しているデータは全国における超過速度「15km/h未満」から「50km/h以上」まで5～20km/h幅の6つの区分における取締り件数であり、これから個々の警察署等において取締りの対象としている一定の超過速度を推定することはできない。そのため、警察庁がデータを公表していることをもって、審査請求人が主張するような「測定速度が公表されている」との結論を導くことはできない。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年3月13日	諮問書の受理
平成25年4月17日	開示決定等理由説明書の受理
平成25年5月21日	開示決定等理由説明書に対する意見書の受理
平成25年7月2日 (第233回審査会)	審議（経過等説明）
平成25年12月17日 (第237回審査会)	・実施機関の職員からの意見聴取 ・審議
平成26年2月4日 (第238回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述
平成26年3月4日 (第239回審査会)	審議
平成26年6月24日 (第241回審査会)	審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
廣 木 昭 男	元県央高等産業技術学校長	会長職務代理者
堀 眞由美	白鷗大学教授	